

高農政第24号  
令和8年1月30日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	高島地域 横山地区 (横山上、新田、河原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・水稻栽培が中心。
- ・傾斜地が多く、農地の保全に労力を要する。山の近くでは、獣害被害もあり対策が必要。
- ・耕作されず保全管理が続いているエリアがある。
- ・農業従事者の高齢化と後継者不足が大きな課題である。
- ・集落内の担い手だけでなく、他所からの入作者への集積も進んでいる。
- ・地区内農業者が減少する中で、自然と担い手への集積・集約が進んでおり、今後も受け手となる担い手の話し合いのなかで集約が進むと思われる。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、今後は生産性の高い農業も検討し、収益性を向上させる。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4.8 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

・継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

・担い手への農地集積・集約が進むように目標地図の見直しを進め、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を行う。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

・助成金、融資等を利用し用排水路、農道等の維持管理を図る。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・現在は集落内で耕作する担い手への集約を進めていく考えであるが、新規で就農を希望する者が現れた場合は、担い手として育成していくよう、関係機関と連携し相談にのる。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・JA等から情報提供を受け、必要があれば適時検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境こだわり農業の取組を継続・拡大する。

⑦保全管理が続いているエリアの水路清掃などを共同で取り組むよう検討し、農地の活用に取り組む。

⑩目標地図と異なる利用を検討する場合は、随時組合内で対応を協議し、計画の変更を市に申し出る。